

審議会等会議録

審議会等の名称	第 2 回山口市住居表示審議会（小郡下郷地区）
開催日時	令和 6 年 1 1 月 2 7 日（水曜日） 1 9 : 0 0 ~ 1 9 : 1 5
開催場所	小郡総合支所 1 階 第 1 会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	恒富竹司、野村聡美、小田小次郎、小田隆士、飯田博伸、久保田裕三、吉崎智博、山中義治、石井寛、清水政人、丸田隆時、前田哲男（委員 1 2 名）（敬称略） 小郡総合支所長 山根賢司、地域生活部長 藤井英樹（幹事 2 名）
欠席者	関本一秀、吉富久悦、藤井秀治（委員 3 名）（敬称略）
事務局	山本生活安全課長、立石副参事、白松副主幹、中尾主事（4 名）
議題	1 議事 （1） 町の区域及び名称 （2） 住居表示の実施区域
内容	〈会長〉 －挨拶－ それでは審議に入ります前に、まず、この審議の公開・非公開について、お諮りします。原則公開ということでよろしいでしょうか。 〈委員〉 異議なし 〈会長〉 次に、議事録についてでございますが、審議内容を広く公開していくため、山口市のホームページへ発言者の実名を伏せた上で、公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。 〈委員〉 異議なし 〈会長〉 それでは、議事録署名人 2 名を私のほうで指名させていただきます。 関係地区住民の代表として、野村様、関係行政機関の職員として、清水様を指名させていただきます。よろしいでしょうか。 〈委員〉 異議なし 〈会長〉 それでは、審議に入りますが、諮問内容につきましては、お手元の資料の次第の「1 議事」に記載しております 2 点でございます。 最初に、（1）町の区域及び名称についてでございます。

前回の審議会において、津市上区から、「津市通りから西側を小郡津市にしてもらいたい。」というような御意見があり、それに対しまして、田町区、新丁区、大正上区、津市中心区からは、「町割を変えないで進めて欲しい。」という主旨の御意見がされたところです。事務局からも小郡津市の歴史を述べた上で、区ごとの意見も様々ある中、紆余曲折あり、この町割案とさせていただいたと、縷々、説明があったところです。

津市上区におかれましては、前回審議会での審議内容を回覧されたと思いますが、住民からの御意見等いかがでしたでしょうか。

〈委員〉

前回審議会での状況を説明いたしまして、賛成を得られるというような状況でないと説明したところ、納得はしておりませんが、渋々同意したということでございます。皆さんに迷惑をかけるというわけにはいかないということですので、市の方が熱心に町割を考えられて、推進されているという状況を考えまして、同意をせざるを得ないということでございます。意見は意見で、住民はそういったことを望んでいるということだけでも、知っておいていただければ結構だと思います。ですから、自治会名表示板が住居表示の時になされるということですので、本町一丁目につきましては、津市上区という自治会名表示板を貼り、地区の表示をするということで、了承するというところでございます。よろしくをお願いします。

〈会長〉

津市上区からの発言がありましたが、何か御質問や御意見はありませんか。

〈委員〉

質疑なし

〈会長〉

御意見がないようでしたら（１）の町の区域及び名称につきましては、資料５のとおりということになりますが、いかがでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

それでは、資料５を町の区域及び名称として決定いたします。

続いて、（２）住居表示の実施区域でございますが、前回審議した結果、町の区域及び名称と合わせて決を採ることといたしておりましたことから、こちらも決定としてよろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

それでは、資料４を住居表示の実施区域として決定いたします。

本日、議事（１）の町の区域及び名称につきましては、資料５のとおり、議事

(2)の住居表示の実施区域につきましては、資料4のとおりとすることとなりました。

今後につきましては、決定いたしました内容を答申案としてまとめさせていただきます。

答申案は事務局を通して委員の皆様に御報告させていただきますので、修正等の御意見がございましたら、連絡いただきたいと思います。

なお、答申の取りまとめにつきましては、会長一任ということでよろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

それでは、今後の予定等について、事務局から説明をお願いいたします。

〈事務局〉

資料10を御覧ください。これは、自治会名入り表示板のイメージ例でございます。前回、大正上区の御意見の中で自治会プレートという発言があり、この度も、津市上区からの御意見で、自治会名表示板という発言がありましたので、御紹介させていただきます。大正上区の例で申しますと、大正上区の住民なのに、住所が隣の区の名前の小郡東津一丁目になり、自治会も東津になるのではと錯覚を起こしやすいという状況がありました。将来、住居表示の経緯を知らない住民は、もしかすると、住所は東津なのに、自治会は大正上なのかと考える方が出てくるかもしれません。

2年目エリアでも、同様のケースがあり、明治の自治会の人が大正の住所になったり、その逆で大正の自治会の人で明治の住所になるということがありました。そのように、紛らわしいケースにおいては、自治会名称の表示板を希望される方には差し上げる措置をした例もございますので、事前の説明会でも御説明いたしておりますが、皆さんの区の住民の方にお知らせください。

続いて、資料2の実施までの流れを御覧ください。

2の「今後の予定」でございます。

住居表示審議会の答申を受けまして、令和7年3月議会において、実施区域、実施方法について議会提案を行い、承認をいただく予定としております。

その後、関係事業所・法人等へ早めの周知のため情報提供を行います。

その後、住居表示実施についての、30日間の公示を行った後、9月議会では、「字の区域の変更及び町の区域の新設」につきまして、議会への提案を行います。

議決後は、令和8年1月に住居表示実施後の手続き等についての法人説明会及び住民説明会を実施する予定としております。

住民説明会では、実際に住居表示が実施された後に、必要な手続きについての御説明をさせていただくと共に、住所表記が変更になったことをお知らせするための無料のハガキの配布や住所変更の手続きに必要となります住居表示変更証

	明書などの事前受付の話をさせていただきたいと考えております。こちらは重要な住民説明会でございますので、1人でも多くの方に御出席を賜りたいと思います。 その後、街区表示板及び町名表示板等の貼り付けを行うこととなります。実施日は、令和8年2月中旬を予定しております。 なお、今回の会議録につきましては、完成次第、議事録署名人のお二方に御確認いただき、御署名をいただいた後に委員の皆様へ送付いたします。 自治会長の皆様におかれましては、今回の審議会の内容につきまして、事務局でまとめますので、各自治会内で回覧などにより周知していただきますようお願い申し上げます。 また、今後、自治会住民の皆様から御意見等出ました場合は、生活安全課へおつなぎいただきますようお願いいたします。 事務局からは以上です。 〈会長〉 それでは、住居表示審議会は、本日の審議会をもちまして一応の終了とさせていただきます。再度の協議が必要であると判断した場合は改めて審議会を開催させていただきますので、そのときは御連絡させていただきます。 委員の皆様、大変お疲れ様でした。本日はどうもありがとうございました。 ー本日の審議会の終了を宣言し、会議終了ー
会議資料	1 次第 2 配席図 3 資料2 実施までの流れ 4 資料4 住居表示実施区域（案） 住居表示実施区域（案）自治会名入り 5 資料5 町割（案） 町割（案）自治会名入り 6 資料10 自治会名入り表示板（イメージ例）
問い合わせ先	地域生活部生活安全課 TEL 083-934-2986